

覚 書

エイズ孤児支援NGO・PLAS（以下「甲」という）と株式会社○○○（以下「乙」という）は、次のとおり覚書を締結したので、その有効な成立を証するため、本覚書を 2 通作成し、各自記名押印の上、各 1 通を所持する。

第 1 条 （目的）

本覚書は、乙の社会貢献活動の一環として、甲の国際協力活動に賛同し、事業に必要な甲の資金の一部として本覚書に定める金額を甲に寄付する。

第 2 条 （乙の事業）（以下「本件事業」という。）

第1項 事業名：ウガンダに学校をつくろうプロジェクト

第2項 活動地域：ウガンダ共和国

第3項 広報宣伝媒体：ニュースリリース、ポスター、リーフレット、ウェブサイト

第 3 条 （名称及びロゴマークの使用）

第1項 乙は本件事業を甲への協賛事業とし、第 2 条の定める範囲において、甲の名称及びロゴマークを使用することができる。

第2項 乙は甲の名称及びロゴマークを使用するには、事前に甲に連絡して書面による承諾を得なければならない。

第3項 乙は、第 1、2 項により、甲の名称及びロゴマークを使用した場合であっても、甲は名称及びロゴマークの使用を制限、変更ないし禁止することができる。

第4項 乙が第 1、2、3 項のいずれかに違反した場合には、甲は直ちに、乙に対し、甲の名称及びロゴマークの使用を差し止めることができる。

第5項 甲は本件事業の広報活動に関し、第 2 条の定める範囲において、乙のロゴマークを使用することができる。

第6項 甲は乙の名称及びロゴマークを使用するには、事前に乙に連絡して書面による承諾を得なければならない。

第7項 甲は、第 1、2 項により、乙の名称及びロゴマークを使用した場合であっても、乙は名称及びロゴマークの使用を制限、変更ないし禁止することができる。

第8項 甲が第 1、2、3 項のいずれかに違反した場合には、乙は直ちに、甲に対し、乙の名称及びロゴマークの使用を差し止めることができる。

第 4 条 （寄付金額）

乙は甲に対し、本件事業に際して、次の通り寄付金を支払う。なお、乙はいかなる理由があっても、既に支払った寄付金の返還を求めることができない。

第1項 寄付金額

乙は甲に対し、活動期間中に乙の製品の販売数に応じて寄付金を甲に支払う。
「〇〇〇」商品、1つ販売につき、売り上げ価格の1%

第2項 支払い期限

年1回 各年度の6月末締め7月末支払い

第3項 支払い確認

乙使用の販売データを資料として支払い時に添付する。

第4項 支払い方法

甲指定の口座へ銀行振り込みとする。

第5条 本覚書に定めのない事項その他疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

平成 年 月 日

甲 エイズ孤児支援NGO・PLAS

乙 株式会社〇〇〇〇〇